

# 所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業 における官民対話実施要領

## 1. 目的

所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施に向け、民間事業者の視点からの参入障壁、リスク分担及び事業スキーム等に関する意見を把握し、本事業の実施検討に資することを目的とする。

## 2. 本事業概要

### (1) 設備設置場所の提供範囲

所沢市第 2 一般廃棄物最終処分場（所沢市大字南永井字井頭 1071 番 1）内の処分場被覆施設の屋根及び付帯設備の設置に必要な敷地内スペースとする。

### (2) 事業趣旨

所沢市（以下「市」という。）が所有する第 2 一般廃棄物最終処分場（以下「対象施設」という。）の屋根上等の使用を、本事業の実施者（以下「事業者」という。）に許可し、当該事業者が PPA 方式により設置及び運営する太陽光発電設備及びその他の付帯設備（以下「設備」という。）から供給される電力を、市が対象施設、市役所本庁舎及びその他の市公共施設（以下「その他施設」という。）において、各年度の予算の範囲内で購入し、利用するものである。

## 3. 官民対話の内容

プロポーザルに係る募集要項案、仕様書及び資料案（募集要項案「関係書類一覧」を参照）、様式案等（以下「募集要項案等」という。）を公開し、参加事業者から提出された官民対話意見書（様式 3）を基に、市がヒアリング事項を整理のうえ、意見交換等の官民対話を行う。

なお、官民対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に実施するものとする。

#### 4. 官民対話の実施スケジュール

以下のとおり実施する。なお、官民対話の所要時間は、概ね1時間を予定している。

実施要領の公表	令和8年6月11日(木)
参加申込	令和8年6月11日(木)～令和8年6月19日(金)
官民対話の実施	令和8年6月15日(月)～令和8年6月24日(水)
結果概要の公表	令和8年7月上旬公表予定

#### 5. 官民対話の手続き

##### (1) 参加申込

官民対話への参加を希望する事業者は、参加申込書(様式1)、市提供資料に関する誓約書(様式2)に必要事項を記入の上、件名を【処分場PPA官民対話参加申込(事業者名)】として、電子メールにより提出すること。市で確認ができ次第、参加事業者に対して図面等の資料を電子メールにより提供する。

##### (2) 官民対話実施日時・場所の通知

官民対話の実施日時及び実施方法(対面又はオンラインのいずれか)、対面の場合の実施場所については、参加申込のあった事業者へ電子メールにて連絡する。

##### (3) 官民対話意見書の提出

参加事業者は資料受理后、官民対話意見書(様式3)を作成し、件名を【処分場PPA官民対話意見書提出(事業者名)】として、官民対話の実施日2営業日前までに、電子メールにより提出すること。

##### (4) 結果概要の公表

結果については概要を公表する。

#### 6. 本事業におけるポイント

##### (1) 交付金の活用

本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用して実施するものであり、工事費等を対象として、市から事業者へ交付決定額の範囲内で補助金を交付する。そのため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱のほか関連する規定を厳守した事業実施が必要となる。

## (2) 事業スキーム

運転開始日から 20 年間、当該設備により発電した電力の全量と、これに付随する環境価値を市に供給するものとする。

電力の供給先は、①対象施設、②市役所本庁舎、③その他施設の順とし、供給量が不足する場合は、上位の供給先を優先する。

## 7. 参加事業者の資格要件等

### (1) 参加事業者の条件

- ① 法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者とする。
- ② 単独又はグループ（複数の企業・団体の共同体）とする。

### (2) 参加事業者の要件

参加事業者は、以下のいずれの項目にも該当しないこと。共同企業体として参加する場合は、代表構成員及び構成員の全てがこれに従うものとする。

- ① 破産者で復権を得ない者。
- ② 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りではない。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続の開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- ④ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動に関与が認められる者。
- ⑥ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱（平成 20 年 3 月 28 日要綱）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中の者。
- ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者。

## 8. 留意事項

### (1) 官民対話の取り扱い

- ① 官民対話は、公募型プロポーザルとは別に実施する意見交換の場である。
- ② 本官民対話への参加は、今後のプロポーザル公募時における評価の対象にはならない。

### (2) 費用負担

本官民対話に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。

### (3) 提出書類の取り扱い及び特許等

- ① 提出書類の著作権は参加事業者に帰属するが、提出書類の返却はしない。
- ② 市は、提出書類について参加事業者の許可を得ずに本官民対話の実施に必要な目的以外で使用しない。
- ③ 申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとする。

### (4) 法令の遵守

参加事業者は、本官民対話に申し込むに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認及び遵守するものとし、怠った結果生じた責任は、参加事業者が負うものとする。

## 9. 問い合わせ先

郵便番号：〒359-8501

住 所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担 当：所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

電 話：04-2998-9133（平日8:30~17:15）

F A X：04-2998-9394

M A I L：a9133@city.tokorozawa.lg.jp